

## 令和4年度茨城県医療提供施設等グループ化推進事業の主な改正事項

※令和4年度から事務手続きの流れを以下の通り改正しております。

### 【1. 改正内容】

事前協議書に変えて、事業計画書を茨城県医師会に設置している地域ケア推進センター(以下「推進センター」という。)へ事前に提出することとし、内示の手続きについては廃止する。

### 【2. 改正後の事務手続きの流れ】

- ① 郡市医師会において、参入促進・連携(グループ化)の取り組みに係る協定を締結する。
- ② 郡市医師会は、事業計画書を推進センターへ提出する。
- ③ 事業計画書の内容について、推進センター運営協議会で県内の在宅医療の取り組み状況や、地域バランスなどを考慮のうえ検討する。
- ④ 郡市医師会は、③の後、補助金交付申請書を茨城県(健康推進課)へ提出する。
- ⑤ 茨城県(健康推進課)は、補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付決定を行い、郡市医師会へ通知する。  
※郡市医師会より概算払いの申請があり、補助事業の円滑な遂行上必要があると認められる場合、茨城県(健康推進課)は、概算払いを行う。
- ⑥ 推進センターは、事業計画についてホームページ等に公表するとともに、関係機関(郡市医師会等の職能団体、市町村)に対して情報提供する。
- ⑦ 郡市医師会が事業を実施する。
- ⑧ 郡市医師会は、事業終了後に推進センターに実施報告書を提出する。
- ⑨ 推進センターは、内容を確認した実施報告書を茨城県(健康推進課)に提出する。
- ⑩ 茨城県(健康推進課)は、補助金の額を確定して郡市医師会へ通知する。
- ⑪ 推進センターは、事業実績についてホームページ等に公表するとともに、関係機関(郡市医師会等の職能団体、市町村)に対して情報の提供を行う。

# 取組フロー

